

三重県過疎地域持続的発展方針（案）

（令和3年度～令和7年度）

三 重 県

《 目 次 》

はじめに	1
第1 基本的な事項	2
1 過疎地域の現状と課題	
2 過疎地域持続的発展の基本方針	
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
4 県の責務	
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
1 基本的方針	
2 移住・定住の促進	
3 地域間交流の促進	
4 多様な人材の確保・育成	
5 若者の県内定着の促進	
第3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発	22
1 基本的方針	
2 農林水産業の振興	
3 商工業の振興	
4 企業立地の促進	
5 情報通信産業の振興	
6 中小企業の育成及び起業の促進	
7 観光振興	
8 雇用機会の拡充	
第4 デジタル社会の推進	26
1 基本的方針	
2 社会全体のDXの推進	
3 デジタル社会のインフラの整備	
第5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	27
1 基本的方針	
2 高規格幹線道路及び直轄国道の整備	
3 県管理道路及び市町道の整備	
4 農道、林道、漁港関連道の整備	
5 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	

第6	生活環境の整備	29
1	基本的方針	
2	住宅及び水の確保	
3	生活排水及び廃棄物の処理	
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	30
1	基本的方針	
2	少子化対策及び子育て環境の確保	
3	高齢者の保健・福祉の向上及び増進	
4	障がい者の保健・福祉の向上及び自立と共生の促進	
第8	医療の確保	32
1	基本的方針	
2	医療分野の人材確保	
3	へき地医療対策	
第9	教育の振興	33
1	基本的方針	
2	学校教育の充実	
3	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	
4	体育施設、社会教育施設等の整備と活用	
5	郷土教育等の推進	
第10	集落の整備	35
1	基本的方針	
2	集落の再編整備	
3	集落の維持・活性化の取組	
4	消防力の強化	
5	防災力の強化	
6	防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化	
第11	地域文化の振興等	37
1	基本的方針	
2	多様な文化的所産の保存及び活用	
3	地域文化の振興	
第12	再生可能エネルギーの利用の推進	38
1	基本的方針	
2	再生可能エネルギーの利用の推進	

第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	39
1	脱炭素化及び自然環境の保全と再生	
2	スポーツの推進	
3	県と市町の地域づくりの連携・協働	

(参考資料)

・三重県過疎地域持続的発方針とSDGs（持続可能な開発目標）との関係	40
------------------------------------	----

<はじめに>

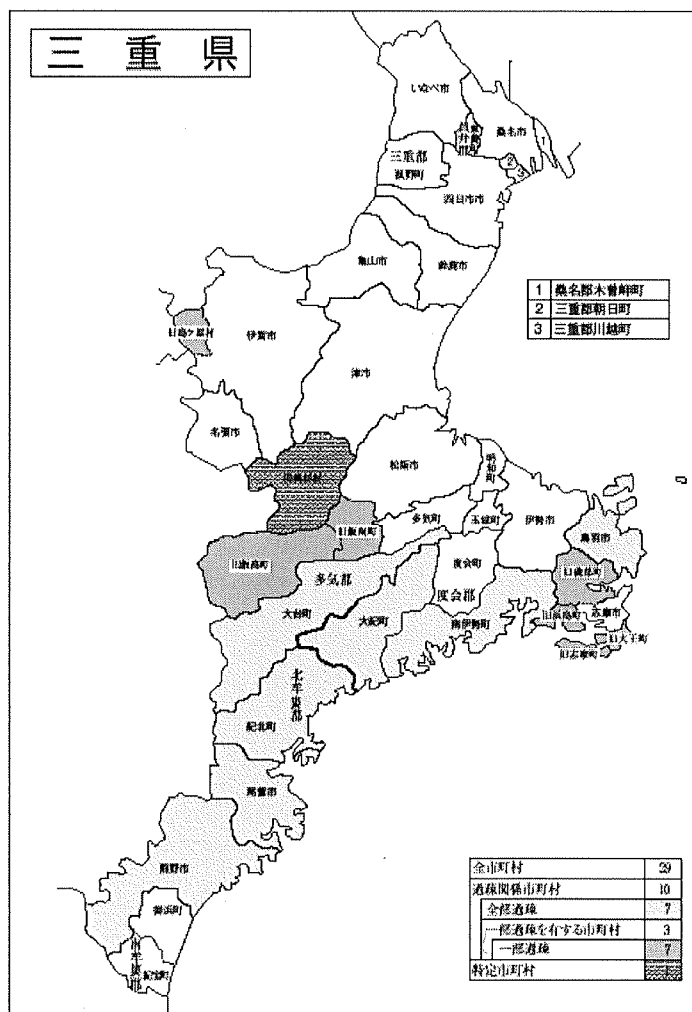
昭和45年4月1日に「過疎地域対策緊急措置法」が施行されて以来、過疎対策が実施されてきましたが、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が施行され、令和13年3月31日までの間、引き続き過疎対策が実施されることになりました。

この三重県過疎地域持続的発展方針（以下「方針」という。）は、三重県の過疎地域の持続的発展を図るため、過疎法第7条の規定に基づき策定するもので、県及び市町は、この方針に基づき、過疎地域持続的発展計画を策定します。対象期間及び対象地域は次のとおりです。

対象期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

対象地域：津市の一部（旧美杉村）、松阪市の一部（旧飯南町・旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市の一部（旧浜島町・旧大王町・旧志摩町・旧磯部町）、伊賀市の一部（旧島ヶ原村）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

過疎地域等分布図



第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域等

令和3年4月1日現在、過疎法に基づく県内の過疎地域は、10市町14地域です。

また、旧過疎地域自立促進特別措置法(以下「旧過疎法」という。)に基づき過疎地域であった市町村のうち、過疎法の過疎地域に該当しない市町村(いわゆる卒業団体)については、「特定市町村」として令和3年度から令和8年度までの間、過疎法の経過措置の対象となります。

県内の特定市町村は1市1地域です。

(表1) 過疎地域等

区分	市町名
過疎地域	【全部過疎市町】 尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	【一部過疎を有する市町】 松阪市(旧飯南町、旧飯高町) 志摩市(旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町) 伊賀市(旧島ヶ原村)
特定市町村	津市(旧美杉村)

※ 令和3年4月に下線の地域が新たに過疎地域に追加されるとともに、津市(旧美杉村)が過疎地域から特定市町村になりました。

※ 旧過疎法における過疎市町(9市町10地域)

【全部過疎市町】

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

【一部過疎を有する市町】

津市(旧美杉村)

松阪市(旧飯南町、旧飯高町)

(2) 過疎地域の人口

過疎地域及び特定市町村(以下過疎地域と特定市町村を併せて単に「過疎地域」という。)の全県に占める割合は、面積で42.4%、人口で8.1%(平成27年国勢調査)となっています。

※ 人口については平成27年国勢調査が最新となっており、本方針では同データを採用しています。(令和3年6月現在)。

(表2) 過疎地域の人口等

市町名	面積	総人口	人口増減率	若年者	高齢者	財政力
	(k m ²)	(人)	(%)	比率(%)	比率(%)	指数
	R1	H27	S50-H27	H27	H27	H29-R1
津市(特定市町村)	711.19	279,886	8.8	12.8	27.9	0.715
旧美杉村	206.70	4,495	-60.6	3.6	57.4	-
松阪市	623.58	163,863	11.4	13.1	28.1	0.599
旧飯南町	76.33	4,774	-36.5	9.5	39.4	-
旧飯高町	240.94	3,704	-51.9	6.9	48.9	-
尾鷲市	192.71	18,009	-43.4	9.8	41.1	0.377
鳥羽市	107.34	19,448	-33.7	10.0	35.2	0.443
熊野市	373.35	17,322	-43.5	10.0	41.8	0.258
志摩市	178.95	50,341	-19.3	9.9	37.4	0.390
旧浜島町	27.64	4,346	-40.5	6.7	42.9	-
旧大王町	12.90	6,227	-38.3	7.5	45.2	-
旧志摩町	17.01	10,555	-37.3	7.6	43.2	-
旧磯部町	78.20	7,521	-23.8	9.8	36.1	-
伊賀市	558.23	90,581	-4.0	11.9	31.7	0.632
旧島ヶ原村	22.95	2,230	-24.7	9.1	43.2	-
大台町	362.86	9,557	-28.6	10.3	39.8	0.248
大紀町	233.32	8,939	-38.3	8.5	45.3	0.187
南伊勢町	241.89	12,788	-51.0	6.7	49.1	0.210
紀北町	256.53	16,388	-38.5	9.3	42.3	0.283
過疎地域計	2,450.67	146,303	-40.6	8.9	42.2	-
三重県計	5,774.45	1,815,865	11.7	13.0	27.9	-

※ 旧市町面積はH15.10.1現在

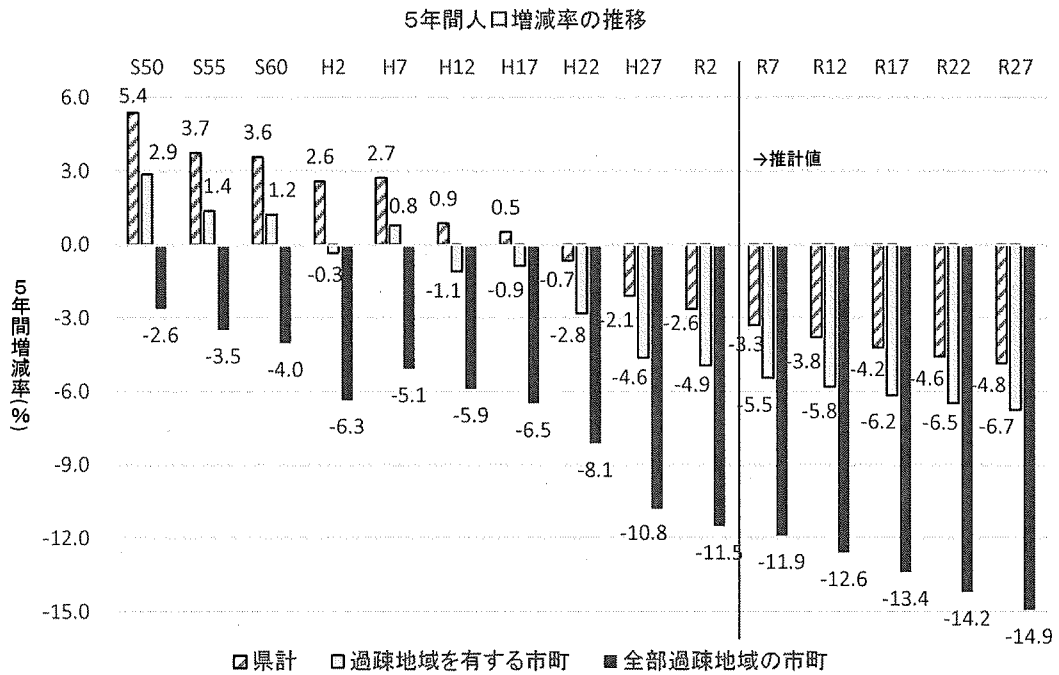
(3) 人口の動向

ア 人口の減少状況

県の人口は平成17年まで増加し続けましたが、同年をピーク(1,866,963人)に減少に転じました。

一方、過疎地域ではそれ以前から人口減少が続いており、今後も減少率が大きくなっていくことが見込まれます。

(図1) 全県及び過疎地域の5年間人口増減率の推移



(参考) 1 「過疎地域を有する市町」とは、全部過疎市町と一部過疎を有する市町を指します。(以下同じ)

2 平成27年までの人口は「国勢調査」による。

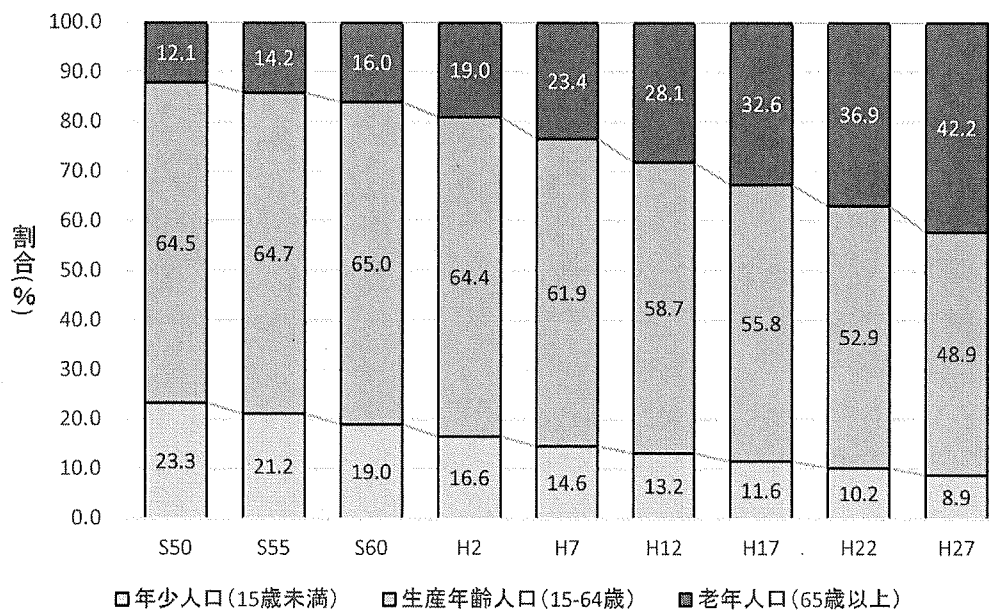
3 令和2年以降の人口は「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。

イ 高齢者比率と若年者比率

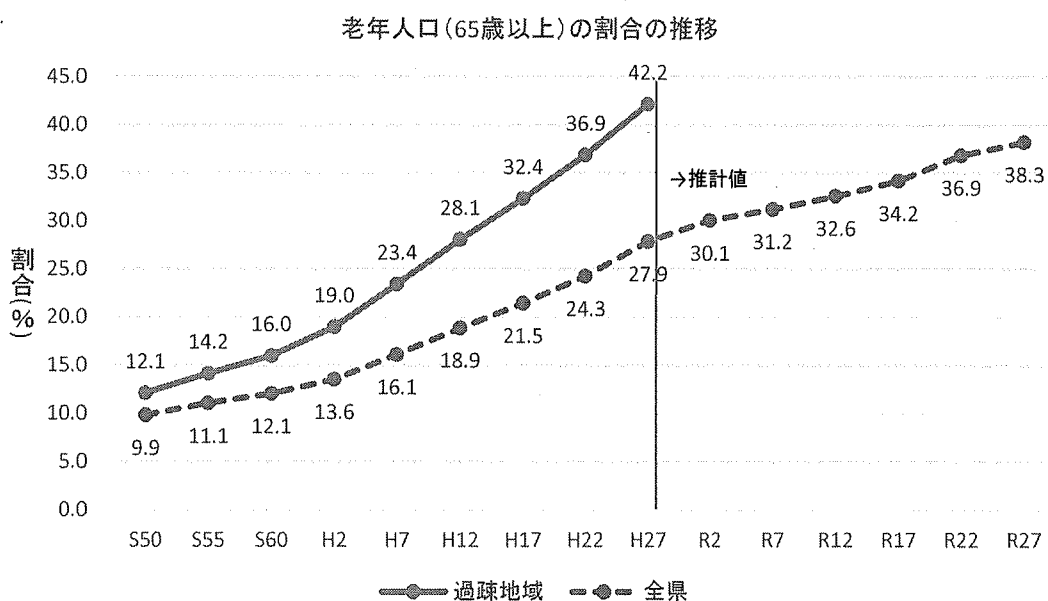
平成27年における過疎地域の65歳以上の人口割合は42.2%と県平均27.9%を大きく上回っており、全県的な高齢化の傾向のなかでも、過疎地域の高齢化はこれを上回るペースで進展しています。

一方、0～14歳の人口割合は、過疎地域が全県を下回ったまま減少傾向が続いています。

(図2) 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



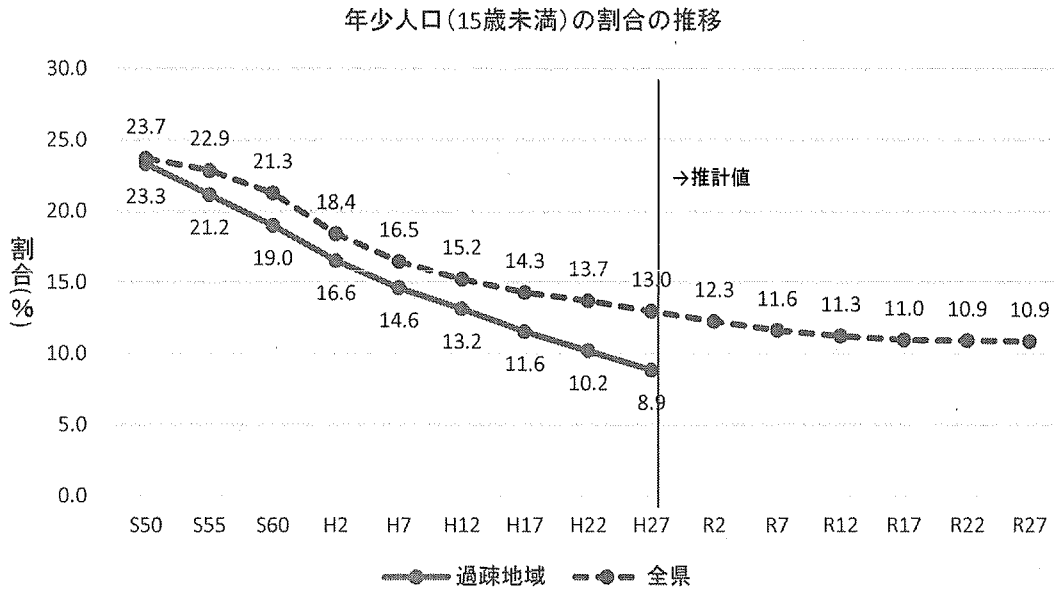
(図3) 65歳以上の人口割合(%)



(参考(図2・図3)) 1 平成27年までの人口は「国勢調査」による。

2 令和2年以降の人口は「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立 社会保障・人口問題研究所)による。

(図4)0~14歳の人口の割合(%)



(参考) 1 平成27年までの人口は「国勢調査」による。

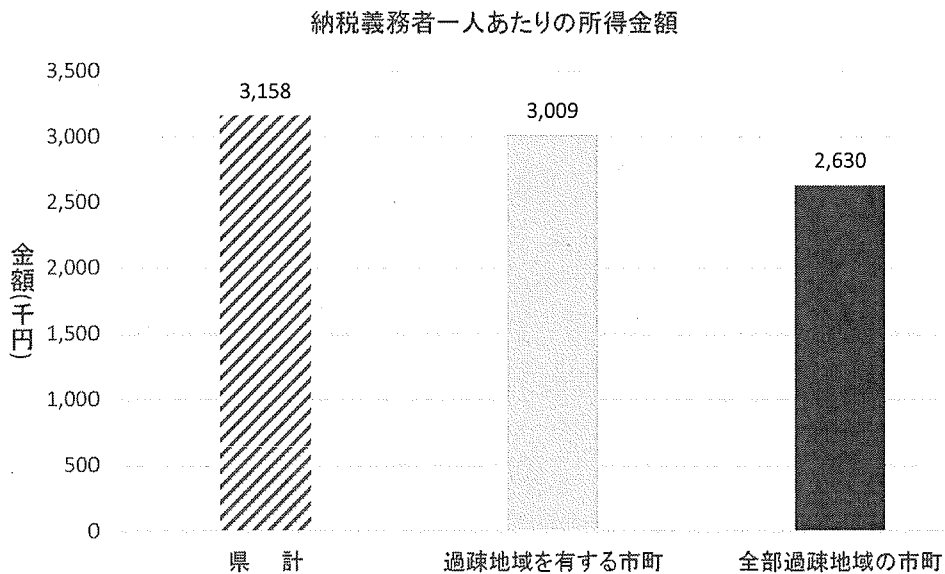
2 令和2年以降の人口は「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立 社会保障・人口問題研究所)による。国勢調査による。

(4) 市町民所得の状況

令和2年度の納税義務者一人当たりの所得金額は、過疎地域を有する市町の平均、全部過疎地域の市町の平均とともに、県平均の3,158千円を下回っています。

全部過疎地域の市町においては、県平均の8割程度となっています。

(図5)納税義務者1人当たりの所得金額



(参考)「令和2年度 市町村税の概要」(県市町行財政課)による。

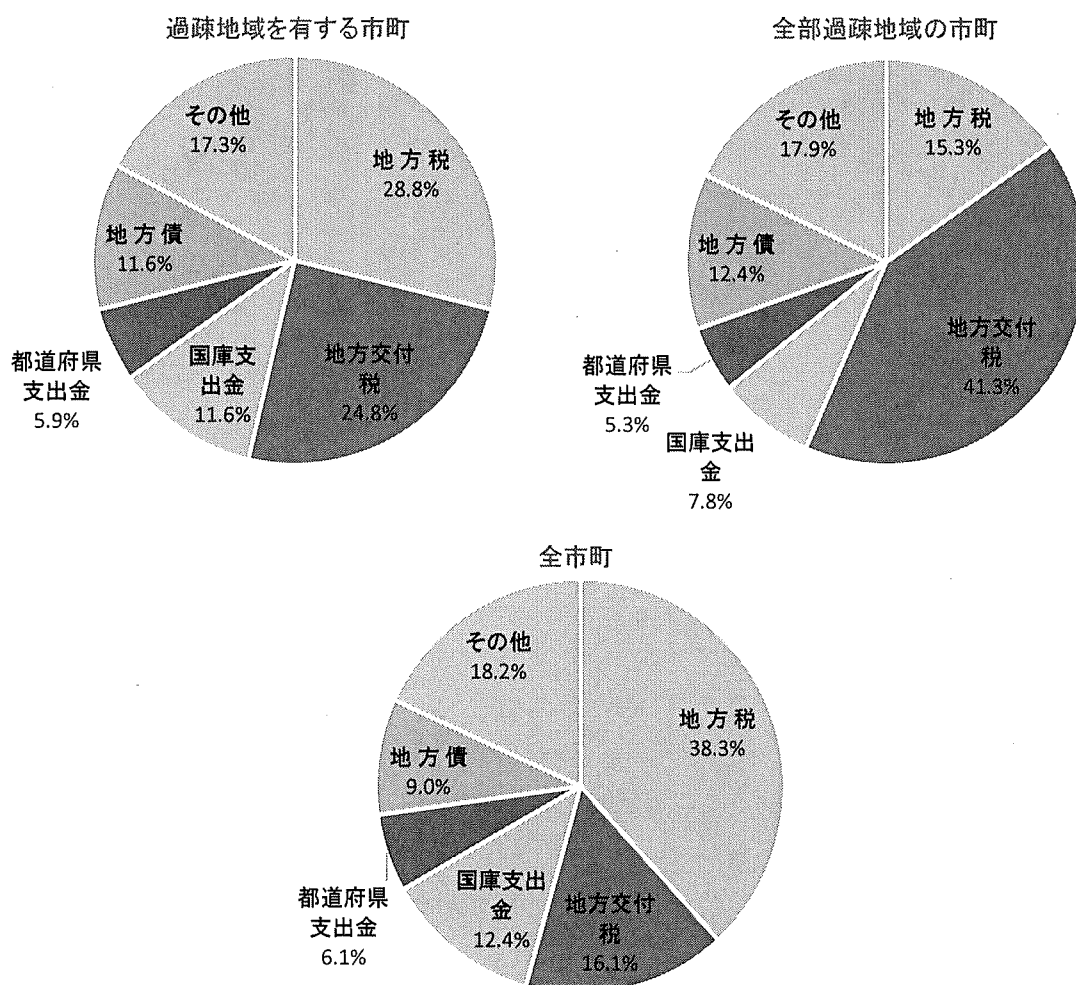
(5) 財政状況

ア 歳入に占める地方税の割合

全部過疎地域の市町では、令和元年度の歳入に占める地方税の割合は15.3%と全県の38.3%に対し著しく低い状況です。

一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、地方税の構成比とは逆に過疎関係市町のほうが高くなっています。

(図6) 市町の歳入構造(令和元年度決算ベース)

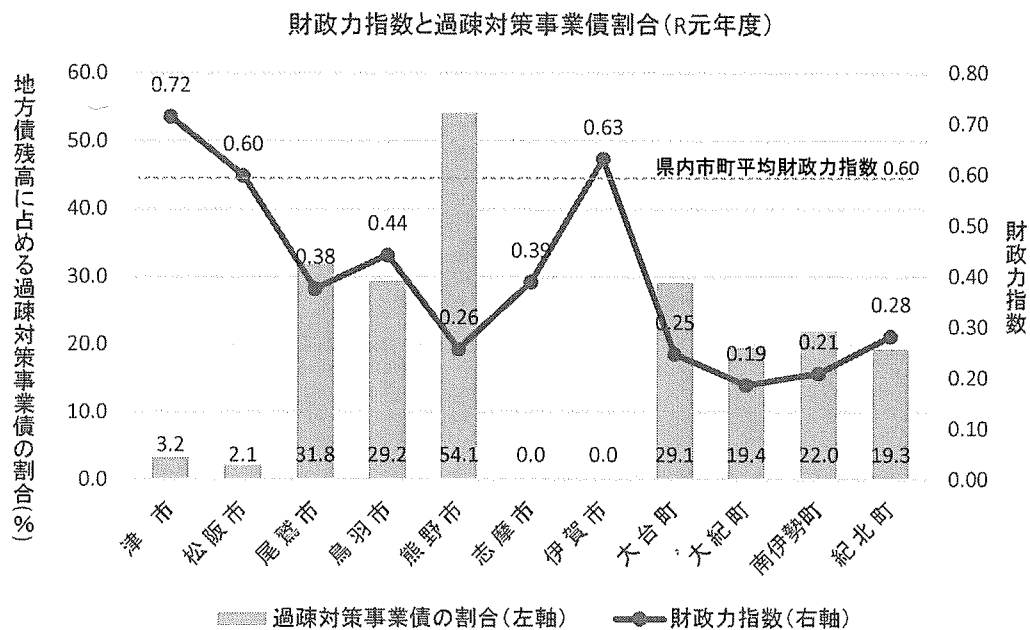


(参考)「令和元年度地方財政状況調査」より。

イ 財政力指数

全部過疎地域の市町の財政力指数は総じて低く、財政力が脆弱な状況にあります。

(図7) 財政力指数と過疎対策事業債割合



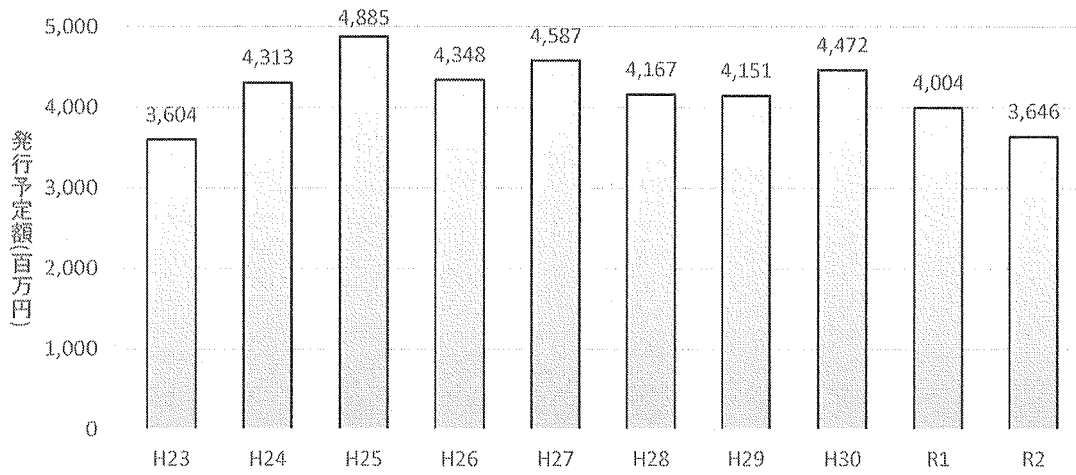
(参考) 「令和元年度地方財政状況調査」より。

ウ 過疎対策事業債

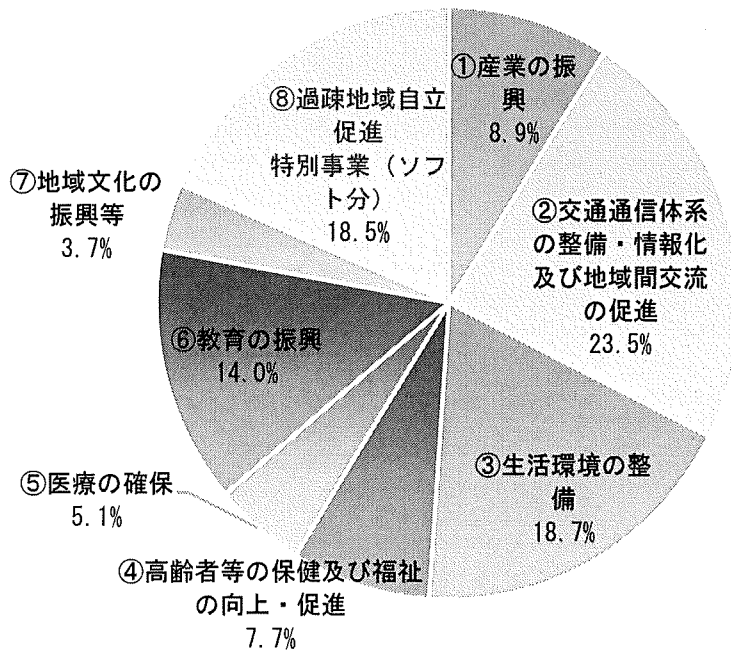
過疎対策事業債は、平成23年度以降、36～49億円の発行予定額で推移しています。

また、使途は、多い順に、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進23.5%、生活環境の整備18.7%、過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）18.5%、教育の振興14.0%となっています。

(図8) 過疎対策事業債による支援



(図9) 過疎対策事業債 施設別構成比(平成23年度～令和2年度)



(参考) 県市町行財政課資料より。

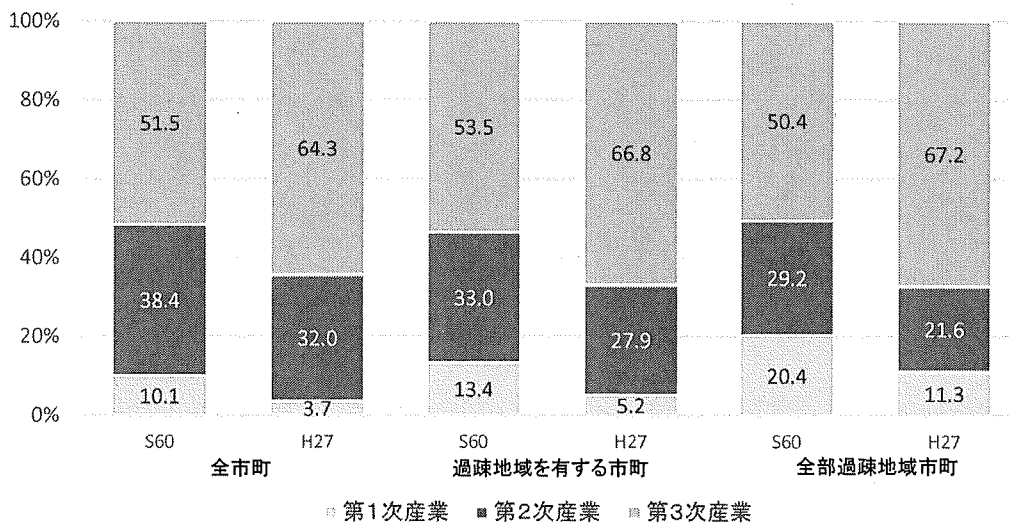
(6) 各分野別の主な状況

ア 産業の状況

○ 産業別人口構成割合の変動状況

全県、過疎地域とも昭和 60 年から平成 27 年までの 30 年間に、第一次産業人口割合が大きく減少しています。しかし、依然として全部過疎地域の市町では、平成 27 年においても第一次産業の人口割合は県全体に比べて高く、3 倍強となっています。

(図10) 産業別人口構成割合の変動

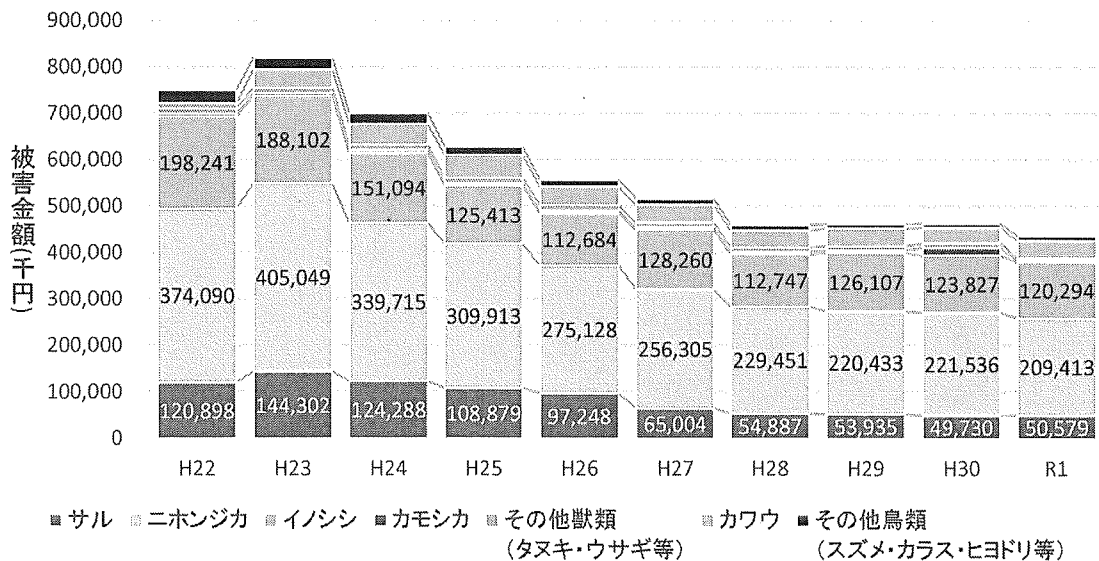


(参考)「市町(村)累年統計表」(県統計課)より。

○ 鳥獣被害の状況

鳥獣による県内の農林水産被害金額は、令和元年度では4億3,707万円となっています。そのうち、獣種別にみるとシカによる被害金額が約48%を、分野別にみると農業被害金額が約54%を占めています。

(図11) 県内の鳥獣別農林水産被害金額



(参考) 県獣害対策課資料より。

イ 交通体系の整備状況

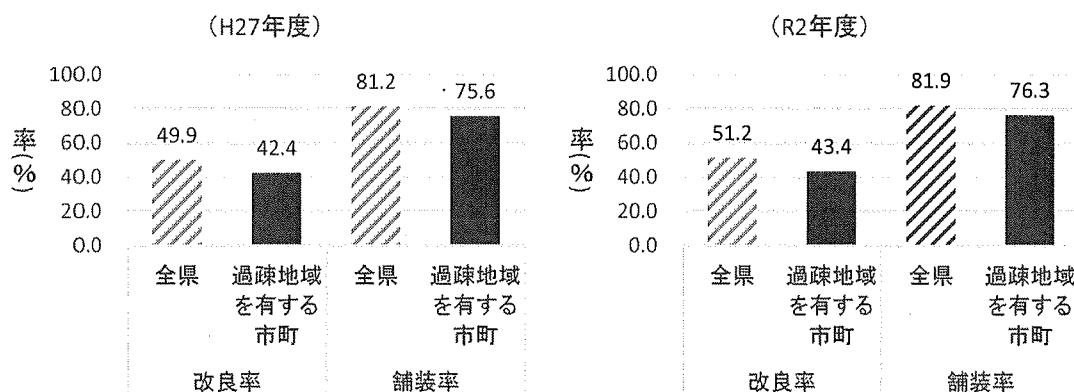
○ 道路の整備状況

市町村道は順次改良されてきていますが、県全体に比べ、過疎地域における道路改良率は7.8ポイント、道路舗装率は5.6ポイントそれぞれ下回っています。

※ 道路改良率(%)=市町村道改良済延長/市町村道実延長×100

道路舗装率(%)=市町村道舗装済延長/市町村道実延長×100

(図12) 市町村道の道路改良率及び道路舗装率

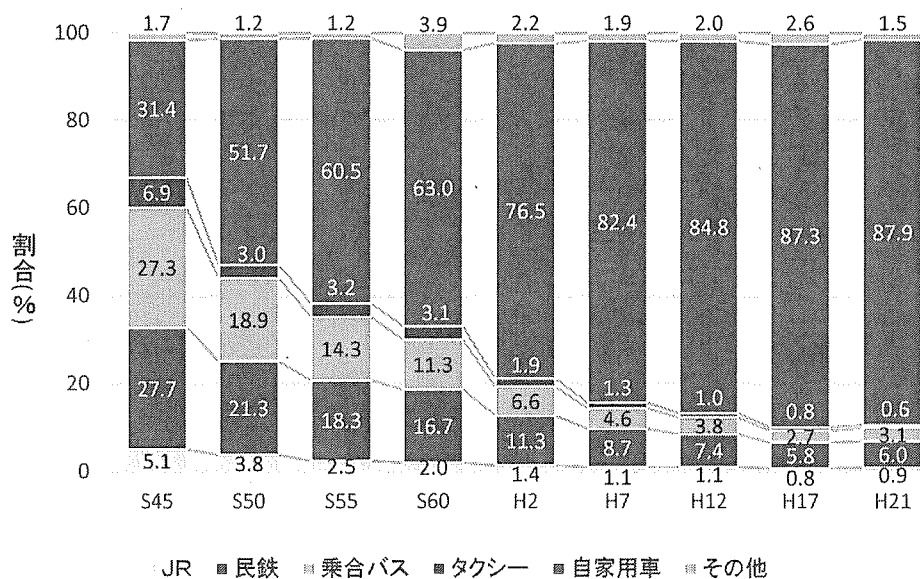


(参考) 県道路管理課資料より。

○ 公共交通機関の状況

輸送機関別分担率の推移を見ると、昭和45年以降自家用車の分担率が年々増加する一方で、乗合バスを含む鉄道やバス等公共交通機関の分担率は、年々減少しています。

(図13) 輸送機関別分担率(県計)



(参考) 1 「数字で見る中部の運輸」(国土交通省中部運輸局)より。

2 調査方法の変更により平成22年以降は「自家用車」は未発表。

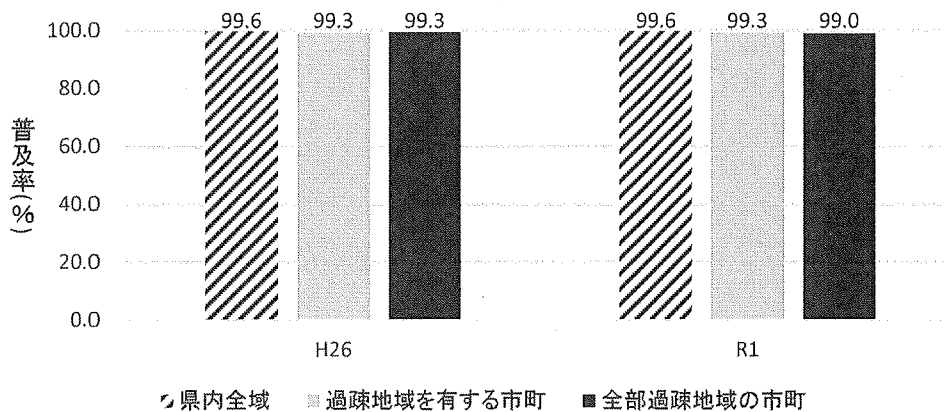
ウ 生活環境の整備状況

○ 上下水道等の整備状況

水道普及率は、県平均とほぼ同水準まで整備が進んでいます。

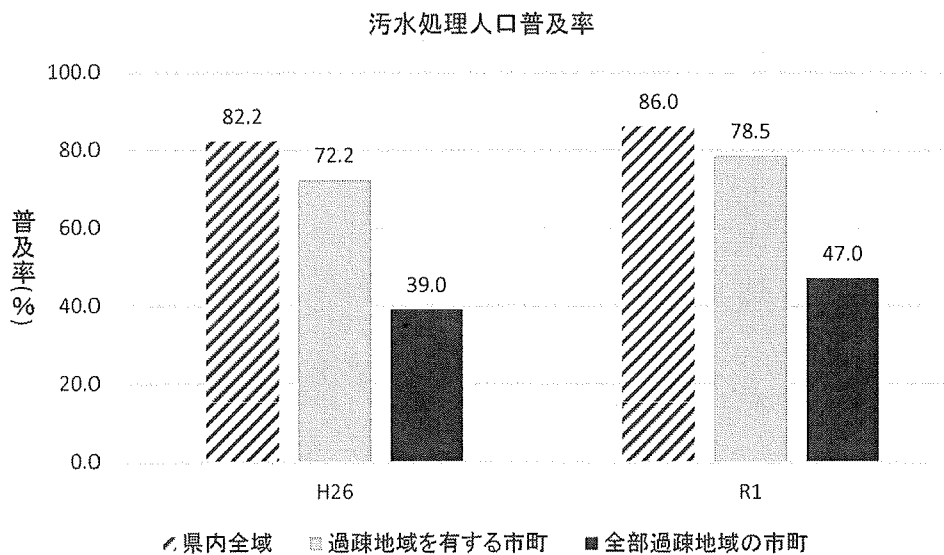
また、汚水処理人口普及率は県内全域で86.0%となっていますが、全部過疎地域の市町では47.0%と大きな格差が生じています。

(図14) 水道普及率



(参考)「三重県の水道概況」(県大気・水環境課)より。

(図15) 汚水処理人口普及率



(参考)「みえの下水道」(県下水道経営課・下水道事業課)より。

【水道普及率】

$$\frac{\text{給水人口(上水道・簡易水道・専用水道)}}{\text{行政区域内人口}}$$

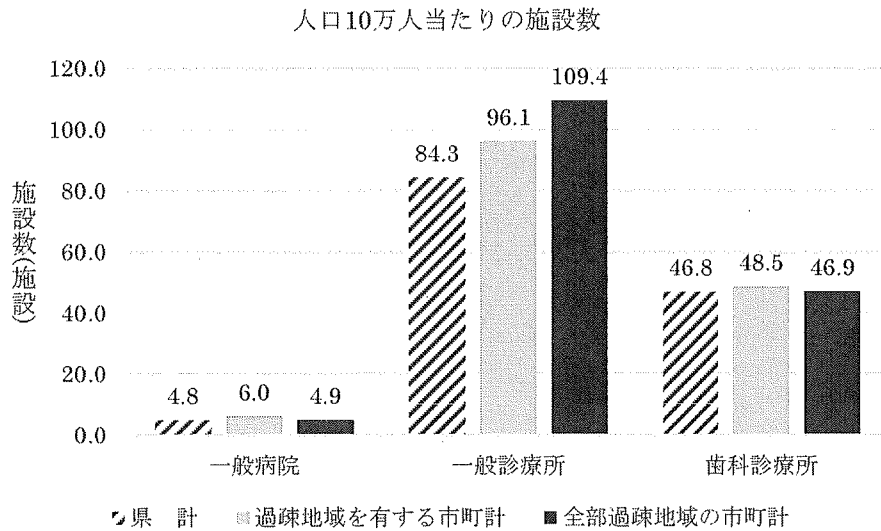
【汚水処理人口普及率】

$$\frac{\text{下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$$

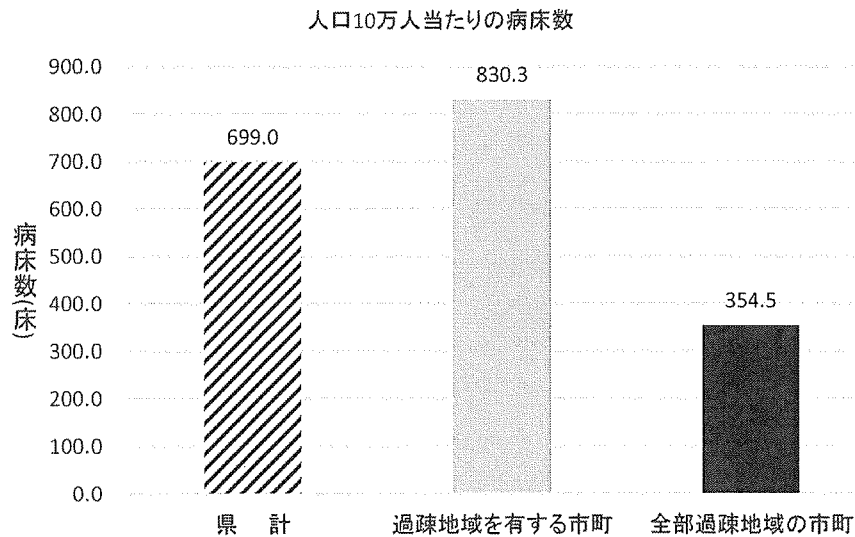
エ 医療の状況

全部過疎地域の市町における人口 10 万人あたりの医療施設数は県全体に比べ多いものの、病床数では約半数となっています。

(図16)人口 10 万人あたりの医療施設数



(表17)人口 10 万人あたりの病床数(一般病院・一般診療所)



(参考(図16・17)) | 平成27年10月1日現在。

2 「三重県衛生統計年報」より。

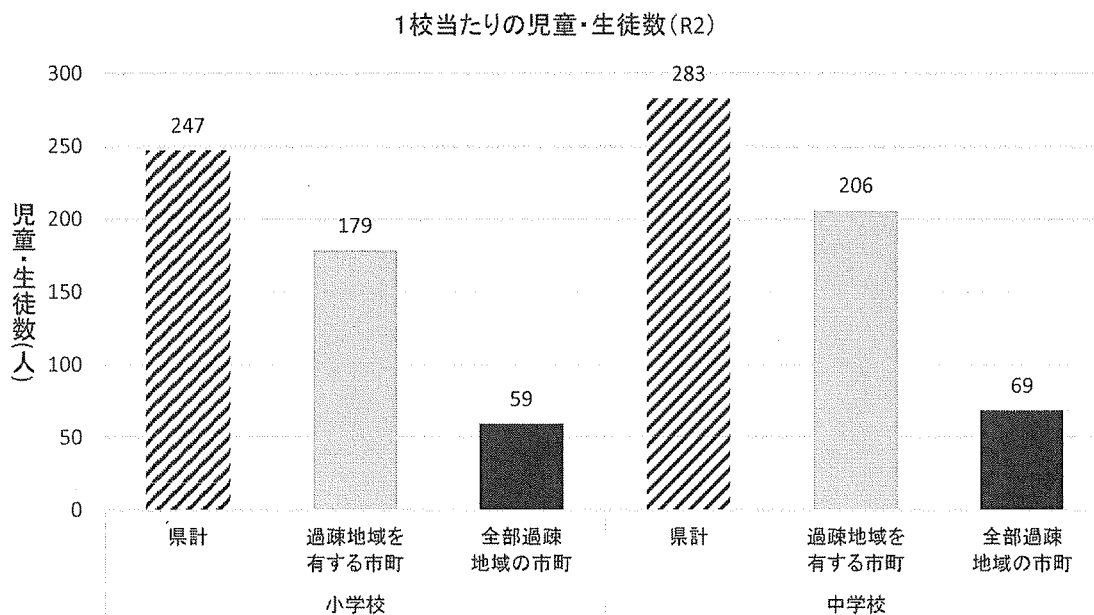
3 一般病院: 患者 20 人以上の入院施設を有するもの

4 一般診療所: 患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

オ 義務教育の状況

過疎地域を有する市町と全部過疎地域の市町における小中学校1校あたりの児童・生徒数は、県平均を下回っています。全部過疎地域の市町にあつては、小中学校1校あたりの児童・生徒数は県平均の4分の1を下回っています。

(表19) 小・中学校1校あたりの生徒数等(令和2年度)



(参考)「学校基本調査」より。

(7) 前計画(平成28年度から令和2年度)の検証

平成28年度から令和元年度までの4年間に、過疎地域内において、県では35,843百万円、市町41,939百万円の過疎対策事業が実施されました。市町においては、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進や生活環境の整備等の事業が重点的に実施され、汚水処理人口普及率や市町道の改良率・舗装率の向上など生活環境や交通体系の整備促進に一定の成果がありました。

しかしながら、過疎地域の人口減少は加速しており、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が続いています。また、財政力が脆弱な市町が多いことや地域産業の衰退、農地や森林の公益的機能の低下、生活環境における非過疎地域との格差などが課題となっています。

(8) 過疎地域における課題と新たな潮流

ア 過疎地域を取り巻く厳しい環境の見通し

今後の人口減少の加速をはじめ、過疎地域を取り巻く現状及び見通しは厳しいものがあります。

○ 急速な人口減少と高齢化

県内の過疎地域の人口は、昭和50年から平成27年までで4割減少しており、今後もその傾向は加速度的に大きくなっていくことが予想されています。また、15歳未満の年少人口は8.9%、65歳以上の高齢者人口は42.2%と、少子化・高齢化の傾向は県平均より高い水準で推移しています。

全国的にも総人口は平成20年をピークに人口減少局面を迎え、過疎地域のみならず、他の地域においても人口が減少する時代となっています。将来推計人口においては、人口減少がさらに加速することや、高齢者比率の上昇、若年者比率の低下も引き続き進行することが見込まれています。

国全体、県全体が人口減少に転じている中、過疎地域における人口減少を食い止めることは容易ではないと言わざるを得ませんが、このような中で、住民の安心・安全な生活環境を確保するとともに、過疎地域への人の流れを創出し、持続可能な地域社会を形成していくことが重要な課題です。

○ 自主財源に乏しい財政構造

過疎地域の市町は、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、歳入の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱な財政状況となっており、全部過疎地域の市町の財政力指数は、県内市町平均の0.60を大きく下回っています。

また、一般財源に占める地方債の元利償還金に充てられる公債費の割合が高く、財政を圧迫している状況にあります。

○ 地域産業の活力低下と雇用の場の不足

全部過疎地域の市町における第一次産業の人口割合は、11.3%と昭和60年(20.4%)から減少していますが、県全体(3.7%)と比べ3倍強となっています。また、農林水産物の加工業や販売業等を含めると、過疎地域において第一次産業に関連する人口の割合はさらに大きくなります。

これまで、過疎地域では、特色のある産品を生産し、地域経済を支えてきましたが、担い手不足、商品価格の低迷、あるいは燃料・資材価格の高騰により、その活力が低下しています。また、地理的な条件不利性から産業立地が進みにくい状況です。

今後は、企業誘致や大規模な開発事業などの外来型開発ばかりに目を向けるのではなく、過疎地域の豊かな自然環境、多様な食、生活、芸能、文化といった地域資源を活用したしごとづくりを推進していくことが重要です。

○ 公益的機能の低下

農林水産業は、食料や木材の生産機能のみならず、自然災害の防止、都市部では失われた自然景観や憩いの場の提供など多面的、公益的機能を有しています。これまで地域住民が管理してきた農地、農業用施設、森林、空家などが、人口減少等によって十分に管理されなくなることで、農地や森林の多面的機能の低下、災害リスクの上昇、景観等の住民の生活

環境への悪影響などの問題が生じると考えられています。

また、野生鳥獣による農林水産業に係る農作物被害については、年々減少してきているものの、被害金額は4億円以上と依然として高い水準にあるとともに、このことによる生産意欲や生きがいの喪失、また耕作放棄地の増加など、地域全体の活力にも悪影響を及ぼしていることが指摘されています。

○ 生活基盤の整備の遅れ

過疎地域を有する市町の道路の整備状況については、令和2年度の市町道の改良率が43.4%(H27:42.4%)、舗装率が76.3%(H27:75.6%)と順次改良されてきていますが、県全体と比べるとそれぞれ7.8ポイント、5.6ポイント下回っています。

水道普及率は、県平均と同水準まで整備が進んでいますが、全部過疎地域の市町の汚水処理人口普及率については47.0%と、県内全域86.0%に比べ大きな格差が生じています。

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震においては、東日本大震災以上の被害が想定されており、孤立集落の発生を未然に防止するための道路網の整備、通信・連絡体制の整備などが重要となっています。

イ 過疎地域の可能性を広げる新たな潮流

過疎地域を取り巻く厳しい見通しがある一方、過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流が生じてきています。

○ SDGsの理念の広がり と脱炭素社会の実現に向けた動き

国全体が人口減少社会を迎え、過疎地域では人口減少が一層加速することが見込まれており、人口減少下で持続可能な地域社会を形成することが特に重要になっています。

過疎地域は、食、生活、芸能、文化、景観などの多様性に恵まれるとともに、自然環境や再生可能エネルギーが豊かで、さらに、集落等のコミュニティの結びつきが強い特徴があります。

このような中、SDGsで示されている持続可能性、多様性、包摂性、様々な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方は、今後の過疎対策の取組の基礎となり得るものと考えられます。

また、地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」に基づく脱炭素社会の実現に向けた世界的潮流が加速しており、本県においても、2019年12月に国に先駆けて「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を表明したところです。

○ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

社会経済活動のあらゆる分野で、IoT・ICTやAIなどの革新的なデジタル技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進によるSociety5.0への社会変革が加速しています。

DXは、過疎地域において、担い手不足が深刻化する中で、条件不利性を改善し、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として有効であることから、地域の課題解決に積極的に活用していくことが重要です。

○ 新しい人の流れと人と地域のつながりの創出

近年、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする潮流が高まっています。本県

においても、令和2年度の「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」が514人となり、5年連続で前年を上回っています。内訳として、年代別では65%以上が30代までの若い世代であり、また、移住のきっかけとして33%が「地方で働きたい・田舎で暮らしたい」となっていることからその傾向がうかがえます。

また、地域との関わり方についても多様化しており、地域と多様に関わる関係人口に着目した取組も進みつつあります。

人の流れや人と地域のつながりの創出は、過疎地域における担い手の確保や過疎地域と都市との共生に寄与するものであり、これを推進していくことが重要です。

2 過疎地域持続的発展の基本的方針

上述の過疎地域の課題と新たな潮流をふまえ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、県計画及び市町計画の策定にあたり考慮すべき基本的方針は次のとおりです。

○ 過疎法制定の理念

旧過疎法においては、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することがその理念とされていました。

一方、国全体が人口減少社会を迎え、都市部においても、今後、人口減少と高齢化が進むことが見込まれていることから、過疎地域、都市部ともに持続可能性の向上が課題となっています。

新過疎法においては、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方は維持しつつも、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上が実現するよう取り組むことが理念とされています。

また、過疎地域の豊かで多様な価値観・文化、地域のつながり、地域経済循環、都市部との共生といった価値・役割は、SDGs で示されている、持続可能性、多様性、包摂性、多様な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方との親和性が極めて高く、過疎地域の持つ潜在的な価値・役割を高めていくという視点も新過疎法の理念に反映されています。

○ 過疎地域の価値・役割と新しい技術、新しい考え方の反映

過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、県民の生活に豊かさや潤いを与え、県土の多様性を支えているとともに、脱炭素社会の実現に向けても大きな役割を担っています。

また、過疎地域は、自動運転サービスや空の移動革命など DX の推進に向けた先端技術活用の実証の場としての役割も担っています。

これら過疎地域が有する、都市部にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、SDGs で示されている持続可能性や多様性等の考え方と親和性が高く、過疎地域の持続的発展は、SDGs 実現のロールモデルにもなり得ます。

このことから、過疎地域の特性を生かした教育の展開や新しい人の流れと地域とのつながりの創出、地域社会の担い手となる人材の育成、しごとづくりの新たな展開などに加え、これまで過疎地域にとって不利とされてきた時間や距離の制約を取り払う DX を積極的に推進するとともに、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs の考え方を取り入れることで、過疎地域の持続可能な発展に向けた取組を進めていきます。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大による価値観の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人やモノの移動が制限された一方で、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育が普及し始め、ワーケーションやニ地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しつつあります。

また、空間のゆとりと可能性を持つ過疎地域は、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市部と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場として注目されており、このような環境の変化を過疎地域発展の好機（チャンス）にとらえ、過疎対策に取り組んでいくこととします。

※ 「SDGs」

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおける 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。

※ DX(デジタルトランスフォーメーション)

ICT(情報通信技術)の浸透が人びとの生活をあらゆる面でよい方向に変化させること。従来の情報化/ICT 利活用では、既に確立された産業を前提に、その産業の効率化や価値の向上を実現するものであったのに対し、DX では、その産業のビジネスモデル自体を変革していくものである。

※ 「Society5.0」

「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)において、めざすべき未来社会の姿として提唱された考え方。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

県及び各市町が過疎地域持続的発展計画を策定するにあたっては、次の計画等との関連をふまえ、施策相互間の連携に配慮します。

計画名	該当する過疎市町	備考
みえ県民力ビジョン	津市(旧美杉村)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市(旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町)、伊賀市(旧島ヶ原村)、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町	第三次行動計画(R2~R5年度)
紀伊地域半島振興計画	松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市(旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町)、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町	H27~R6年度
三重県離島振興計画	鳥羽市(神島、答志島、坂手島、菅島)、志摩市(渡鹿野島、間崎島)	H25~R4年度
三重県山村振興基本方針	津市(旧美杉村)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町	H27年度~

○ 県の総合計画「みえ県民力ビジョン」との関係

本県では、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」、中期の戦略計画である「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(令和2年度~5年度)」を策定し、さまざまな施策、事業に取り組んでいます。

この「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」においては、Society5.0とSDGsの視点を取り入れることで、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会を目指していくこととしています。

4 県の責務

県は、過疎地域の人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正など過疎地域の持続的発展のための対策について、広域的な見地からの施策を実施するものとします。

また、県内の過疎市町は、行政・財政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、市町相互間の連絡調整、人的・技術的援助その他必要な援助を行うとともに、過疎地域に共通する課題の解決に向けて、市町間の広域連携を促進します。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 基本的方針

近年、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする潮流が高まっていることを受け、移住の促進や地域産業の担い手の育成・確保、地域おこし協力隊の受け入れ、関係人口の創出・拡大など、過疎地域への新たな人の流れを創出するための取組を進めます。

移住の促進では、移住希望者がそれぞれのライフステージやライフシーンでの自らの夢や希望に沿った暮らしを実現するとともに、地域の人々と交流を深めていくことで、地域に活力が生まれるよう、市町や地域等と連携し取り組みます。

農林水産業では、地域の特性を生かした持続的発展が図られるよう、新規就業者の受入態勢の整備等を推進し、人材の育成・確保に取り組みます。

2 移住・定住の促進

○ 移住希望者から選ばれる三重となるよう、東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心にきめ細やかな相談対応を行うとともに、就労情報や住まいに関する情報の提供、三重の美しい自然や多様な暮らし方といった三重の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信を行います。

○ 移住希望者が安心して三重に移住できるよう、市町や地域と連携し、地域で移住者を受け入れる気運の醸成を図ります。

3 地域間交流の促進

○ 新型コロナウイルスの感染拡大により、都市部への一極集中のリスクが顕在化する中で、テレワークを進化させた新しい働き方・ライフスタイルである「ワーケーション」の取組を進めるとともに、都市部と地方の双方に拠点を持ち、どちらにも仕事・生活の拠点を置くライフスタイルである「二地域居住」の取組を進めます。

○ 地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される関係人口の創出・拡大を図っていきます。

4 多様な人材の確保・育成

○ 新規就農者の確保・定着に向け、農業大学校を核とした人材育成の取組の充実を図るとともに、農業者による研修等、就農希望者の受入態勢の整備を推進します。

○ 林業の持続的発展に向け、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材、地域を担う新たな視点や多様な経営感覚を持った人材を育成するとともに、新たな担い手の確保に取り組みます。

○ 漁業の担い手の確保及び育成に向けて、水産業の魅力紹介や漁業体験の実施、新規就業者の定着支援や事業承継の仕組みづくり、高齢者や女性など多様な担い手が活躍できる環境づくりなどを進めます。

○ 過疎地域等へ移り住み、一定期間、地域協力活動を行う地域おこし協力隊は、地域の活性化につながる有効な手段であるため、市町と連携し、研修の充実やOB・OGを含めた隊員同士のネットワーク化を図ります。

5 若者の県内定着の促進

- 過疎地域など県内の指定地域での居住等、又は県内での居住かつ就業等を条件として、大学生等の奨学金返還額の一部を助成することにより、若者の県内への定着を促進します。

第3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発

1 基本的方針

農林水産業の持続的な発展を促すため、担い手の育成・確保や地域の特性に即した生産基盤の整備などを通じて生産の維持・効率化を図るとともに、地域資源を活用したビジネス創出の取組など、様々な主体と連携した総合的な施策を推進します。

中小企業等による地域商工業の維持・活性化を図るため、地域の特徴や資源を生かした新事業の創出を促進していくとともに、魅力ある地域資源を生かした産業等の企業誘致を促進していきます。

三重が旅の目的地として世界から選ばれ続け、観光産業が三重県経済をけん引する産業の一つとして持続的に成長するよう、三重の強みを生かした観光ブランディングや観光の魅力づくり、観光産業の基盤づくり、快適な旅行環境整備に取り組みます。

雇用対策の推進体制を整備し、地域の実情に応じた雇用支援の取組を推進します。

2 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

- 農業については、みかん、茶、伝統野菜、ブランド和牛、地鶏など、地域の気候・風土に適した特色ある県産農産物の生産力を強化していくとともに、新規就業者の育成・確保に取り組みます。
- 豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かし、県産農産物の高付加価値化や国内外の販路拡大の促進、ブランド力向上に取り組みます。
- 農業生産の維持、効率化を図るため、農業水利施設や農道等の生産基盤の整備を推進するとともに、農山漁村地域に国内外から多くの人を呼び込み、より長い滞在・交流の促進を図るため、様々な主体と連携し農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出の取組などを加速化します。
- 農地は生産の場であるとともに県土や自然環境の保全に貢献していることから、地域の特性を生かした秩序ある利用が求められています。このため、集落営農組織の育成や担い手への農地集積、多面的機能を支える共同活動への支援に取り組み、荒廃農地の発生を防止することにより優良農地の確保や有効利用を図ります。
- イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等による獣害被害は日常的に存在し、営農面の被害にとどまらず、生産意欲の喪失という精神面への被害、さらには耕作放棄地の増加など、その地域全体の活力にも悪影響を及ぼしていることから、被害減少に向けた対策を推進していきます。

(2) 林業の振興

- 豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。
- 森林に求められる機能や地域条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機

能の持続的な発揮をめざします。

(3) 水産業の振興

- 水産資源の維持及び増大に向けて、科学的知見を踏まえた資源管理の推進や密漁の根絶、効果的な栽培漁業の推進、精度の高い海況情報の発信等に取り組むとともに、競争力のある養殖業の構築に向けて、疾病の発生状況や防疫対策等に関する情報共有、気候変動に対応した品種改良や新たな品種に適した養殖技術の開発等を進めます。
- 安定した経営体の育成に向けて、複合経営や協業化等の所得向上の取組、法人化や経営規模の拡大等の経営の安定と雇用の創出のための取組、収益性向上をめざした施設の整備等を支援します。県産水産物の競争力の強化に向けては、6次産業化や観光業等異業種との連携、輸出の促進等を進めます。
- 水産業の基盤の整備に向けて、漁港施設及び海岸保全施設の耐震・耐津波対策や長寿命化対策等を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造に向けて、藻場・干潟等の造成や漁場整備の推進、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動の支援等に取り組みます。
- 内水面地域の活性化に向けては、稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖や漁場環境の維持・回復の取組等を促進します。

3 商工業の振興

(1) 地域資源活用による新事業の創出

- 中小企業等による地域産業の維持・活性化を図るため、地域の農林水産物、鉱工業品、観光資源など特色のある地域産業資源(地域資源)を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援し、過疎地域の特徴や強みを生かした自立的な産業の振興を図ります。
- 地域の中小企業等と農林漁業者が連携して、お互いの有するノウハウ・技術等を活用した新事業への取組を促進します。
- 地域資源の魅力を県内外にPRし、地域資源の活用による地域の活性化を図ります。

(2) 商業機能等地域課題への取組

- 商業は、住民生活に大切な機能を有することから、自ら活性化に取り組もうとする商店を支援していくとともに、「新たな日常」に対応した販売手法の構築など地域の実情にあった商業支援を図ります。

4 企業立地の促進

- 過疎地域における企業誘致は、道路アクセス等地理的条件が他の地域より厳しい状況にあることから、産業用地を整備する市町等(県南部の特定地域のみ)に対して、土地造成にかかる費用を補助することで競争力のある産業用地を確保するとともに、特別な優遇措置を設定し、工場、研究開発施設に加え、魅力ある地域資源を生かした産業等の企業誘致を促進します。
- 既存立地企業への高付加価値化に資する投資を支援することで産業の高度化・集積を図り、魅力的な産業集積拠点の形成ならびに関連産業を中心としたさらなる企業立地を図ります。

5 情報通信産業の振興

- DX 人材の育成に取り組むとともに、情報通信産業の振興や誘致にも取り組み、データ活用の取組の活性化や DX 人材の活躍の場の確保を図ります。

6 中小企業の育成及び起業の促進

- 三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、5地域においてみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会を設置し、関係者が一堂に会し、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興や、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握、解決策等の検討を行います。
- 三重県事業承継ネットワークの活動を通じて、喫緊の課題である事業承継に取り組むとともに、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業を促進します。

7 観光振興

- 観光の産業化に向けたこれまでの取組を生かし、三重ならではの一流の観光資源をさまざまな観点から磨き上げることで三重のブランド力を向上させ、持続可能な観光の実現に向けて取り組んでいきます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて変化した旅行者のニーズや旅行スタイルに対応し、県内外からの誘客、地域内での周遊促進及び滞在性の向上に取り組むことで観光消費額の増加を図ります。また、地域の将来を担う地域DMOや観光事業者等が主体となり、持続可能な観光地づくりに向け、「観光地経営」の視点に立った自律的で継続的な取り組みを進められるよう支援します。さらに、デジタルツールを活用した顧客情報の蓄積・分析により顧客ニーズにマッチした観光コンテンツや新たなサービスの創出につなげられるよう観光DXを推進します。
- 海外からの観光客誘致を図るため、三重が世界に誇る観光資源を活かしたブランディングに取り組むとともに、SNS等オンラインによる情報発信や旅行博でのPR、県内への海外メディアや旅行会社の取材・視察の招請、エージェントへのセールス等に取り組めます。また、AIやICTなどの新たな技術を生かし、外国人を含む旅行者がストレスフリーに旅行できる環境を整備します。
- 三重県版バリアフリー観光を普及し、県内におけるバリアフリー観光の受入環境の充実等、障がい者や高齢者でも安心して訪問できる観光地づくりを進め、新たな需要喚起、観光人材育成、確保等を進めます。
- 県民の皆さんや地域を訪れる方々が安全に自然公園を楽しめるよう、老朽化や災害等で修繕が必要な自然公園施設の維持管理等に取り組むとともに、自然公園等の資源を活用したエコツーリズムの取組を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により自然体験に注目が集まる中、このような状況を過疎地域の豊かな自然や自然体験等を発信する「チャンス」と捉え、過疎地域の魅力を広める取組を推進します。
- 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲北 IC~尾鷲南 IC)の開通、熊野道路の延伸による東紀州方面への利便性の向上を活かし、本県の重要観光資源である世界遺産「熊野古道 伊勢路」のブランドイメージを利用した誘客を図ります。

8 雇用機会の拡充

- 中小企業における労働力不足の深刻化や若者の県外流出が大きな課題となっていることから、県内企業の情報発信やインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・I ターン就職を促進します。
- 若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開などを支援し、地域の産業政策と一体になった雇用機会の拡大に取り組むとともに、様々な人材を対象に、ニーズに応じた多様な職業訓練を実施します。
- 働く意欲のあるすべての人が働き続けられるよう、職場環境の整備を進めるとともに、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革に取り組みます。また、働く意欲のある女性、高齢者、障がい者、外国人が能力や適性を活かして活躍できるよう、企業や関係団体、国・市町等と連携しながら、多様な働き方の普及・提供に取り組みます。

第4 デジタル社会の推進

1 基本の方針

過疎地域において、デジタル技術の活用は持続的な発展のために欠かせません。デジタル社会の基本となる通信環境等のインフラ整備を進めること、MaaS等の新たな移動手段を確保すること、デジタルを活用した教育の充実を図ることなどにより、「誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県」を目指します。

2 社会全体のDXの推進

- 社会全体のDXを進めるにあたっては、現場におけるノウハウ不足やコスト負担が課題となっているため、一定の知見を有する専門人材が必要です。そこで、高等教育機関や関係団体等とも連携しながら、DX人材の育成・確保に取り組みます。
- 産学官をはじめとするさまざまな主体のICT・データ活用による新価値の発見、新商品や新サービスの創出を通じ、社会課題の解決が進展するよう取り組むとともに、ICT・データ活用の視点に立った事業の展開や実証事業の受入れを積極的に行います。
- 交通や観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、民間事業者による実証実験を通じた事業化の支援や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」の活用など、「空の移動革命」の促進に取り組みます。
- MaaS等の新技術を活用した新たな移動サービスの導入について、地域や市町と連携しながら取り組みます。
※ MaaS: Mobility as a Service。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。
- へき地医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するため、ICTを活用した診療支援の仕組みの導入等を支援します。
- GIGAスクール構想の実現に向け、整備された1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを活用し、教員を対象としたICT研修の充実を図るとともに、子どもたち自身の情報通信技術の活用及び情報活用能力を高めます。また、過疎地域の学校と過疎地域の区域外の学校においてオンライン交流や遠隔授業等に取り組み、過疎地域の特性に応じた教育の充実を進めます。

3 デジタル社会のインフラの整備

- 5G(第5世代移動通信システム)は、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティをはじめとしたさまざまな分野における活用が見込まれていることから、三重県においても積極的に5Gの利便性を享受できる環境の整備に向けた取組を推進します。さらに、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速させるため、地方をフィールドとした実証事業を展開し、地方から整備を進めていきます。
- 不通話地域の解消など、情報通信格差の是正について、引き続き、県内市町と連携して取り組み、携帯電話事業者に対して、基地局整備等必要な方策を実施できるように働きかけていきます。
- 県の防災行政無線で使用する中継所建屋や鉄塔等の施設を、市町の防災行政無線や消防救急無線と共用することで、市町の整備コストの低減を図ることができます。引き続き市町の防災行政無線や消防救急無線に対して、整備の際の施設共用など協力を行います。

第5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保

1 基本的方針

高規格道路及び直轄国道の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の計画的な整備を推進します。

農道、林道、漁港関連道路については、緊急性や必要性、費用対効果等を考慮し整備します。

多様な主体との役割を分担しながら、鉄道、バス、離島航路などの生活交通の維持・確保に努めるとともに、交通不便地等において、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に取り組みます。

2 高規格幹線道路及び直轄国道の整備

○ 過疎地域における地域経済の活性化や地域の安全・安心を支えるため、高速道路網の整備を促進するとともに、過疎地域と地方における中心都市および近隣の中核都市を結ぶ幹線道路の整備を促進します。

3 県管理道路及び市町道の整備

○ 過疎地域における県管理道路については、地域間の交流・連携の促進及び地域生活の利便性の向上並びに安全性の確保を目指して、次の取り組みを推進します。

- ・ 産業の振興や主要な交通拠点へのアクセス機能を担う幹線道路網の整備
- ・ 安全で円滑な地域交通を確保するための生活道路や通勤・通学道路における幅員狭小区間や危険箇所の解消
- ・ 交通弱者の安全確保に配慮した交通安全施設などの充実や改良

○ 市町道については、日常生活を支え、地域活動を活発化するため、地域の実情に応じた整備を促進します。また、地域振興のための基幹的な路線のうち緊急性等を勘案し代行制度の活用を図ります。

4 農道、林道、漁港関連道の整備

○ 農道の整備については、生活基盤の整備、流通の合理化を図るとともに生活環境の改善に資するもので、緊急性、必要性、地元の熟度、費用対効果等を考慮し整備します。

○ 林道の整備については、木材生産の低コスト化に向け、基盤となる林道や林業専用道、森林作業道などの路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備します。

○ 農道・林道・漁港関連道のうち、農林漁業の振興など地域の振興に必要と認められる基幹的な道路（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な道路を含む。）については、緊急性や必要性、経済効果等を勘案し、農林水産大臣の指定を受けて県が代行事業として整備を図ります。

5 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

○ 少子化の進展、自家用車の急速な普及や運転士不足などにより、地域公共交通では、路線の減便、縮小等が進んでいることから、交通不便地域や空白地域など、移動手段の確保が困難な地域が増えています。

このため、国、市町等と連携し交通事業者に対し支援するとともに、「特に利用状況が悪く、存続

に向けた取組が必要」とされたバス路線の利便性向上や利用促進などに取り組みます。

- 地域公共交通活性化再生法の改正に伴い地域の輸送資源を総動員することなどが位置づけられた「地域公共交通計画」の策定などについて市町への働きかけを行うなど、地域公共交通の維持・活性化を図るための取組を進めます。
- 高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許証の返納件数が大幅に増加する中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくことが重要な課題となっています。このため、交通分野と福祉分野等が連携した取組や、次世代モビリティ等を活用した取組をモデル事業として積極的に進めるとともに、MaaS等の新技術を活用した新たな移動サービスの導入について検討を行う地域や市町と連携しながら取り組みます。今後は、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図ります。
- 急速な少子高齢化、人口減少社会において地域社会の活力を維持していくためには、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動、遊びのための活動、その他さまざまな活動のためのお出かけを容易にすることを通じて、外出機会の増加を図ることが重要と考えます。そのためにも、コンパクトなまちづくりによる市街地等の低密度化の抑制、医療機関、商業施設、文化施設といったまちの機能を集約した拠点間、あるいは拠点と居住エリア間を結ぶ地域公共交通ネットワークの再構築を促進し、利用者のニーズに合致した持続可能な輸送サービスを提供していきます。

第6 生活環境の整備

1 基本的方針

災害に強い森林づくりを進めるため、保安林機能を向上させるための森林整備や治山施設の整備、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備等を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。

県内の水道事業が将来にわたり持続可能な経営をしていけるよう、市町と連携して水道基盤強化の取組を行います。また、生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)に基づき、地域の実情に応じた適切な方法で生活排水処理施設の整備を進めるため、市町や関係部局と連携して取り組み、未整備人口の解消を図ります。

持続可能な循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正処理及び3R+Renewable(再生可能資源への代替)を促進します。また、生活環境及び景観の保全の観点から、廃棄物の不法投棄の監視活動を促進します。

2 住宅及び水の確保

○ 県内の水道事業が将来にわたり持続可能な経営ができるよう、市町と連携して水道基盤強化の取組を行うとともに、国に対して交付金や施策の充実を要望します。

○ 適切な管理が行われていない空家の存在が防災、衛生、景観等の面から地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市町と連携し、空家対策を図ります。

3 生活排水及び廃棄物の処理

○ 生活排水処理アクションプログラムに基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設等の集合処理施設および合併処理浄化槽による個別処理施設について、それぞれの処理方式のメリットや、地域のニーズ、水環境の保全、災害対策等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適切な手法で効率的・効果的に整備を進めるため、整備主体である市町や関係部局と連携して取り組み、未整備人口の解消を図ります。

○ 市町と連携した廃棄物の3R+Renewableに係る啓発をするとともに、国の交付金等を活用し一般廃棄物処理施設の整備を促進します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

1 基本的方針

少子高齢化の進展に伴い、地域コミュニティの機能が失われつつある中、子育て家庭や障がい者など、さまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの維持・向上を図るとともに、地域社会全体で支え合う体制づくりを進めます。

要介護高齢者の増加に対応するため「第8期介護保険事業支援計画・第9次高齢者福祉計画（令和3年3月策定）」および各市町が策定した「介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムのさらなる深化・推進に取り組みます。

2 少子化対策及び子育て環境の確保

- 子育て支援サービス等が地域の実情に応じて提供されるよう、体制整備を進めるとともに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能維持・向上を図り、子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。
- さまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、子どもが豊かに育つことのできる環境づくりを進めます。
- 結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、結婚を希望する人の支援を進めるほか、不妊に悩む夫婦の負担軽減を図るとともに、妊産婦やその家族が安心して産み育てることのできる環境づくりを進めます。
- 児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、社会的養護を必要とする子どもの自立支援や、地域の支援体制の構築に取り組みます。

3 高齢者の保健・福祉の向上及び増進

- ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を促進するため、生活支援コーディネーターの養成を行う研修会を開催するとともに、就労的活動支援についても周知啓発を行います。
- 介護予防の取組を進めるため、住民主体の通いの場について、機能の多様化や他事業との連携等により一層の充実が図られるよう、市町の取組を支援します。
- 「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を先進的・総合的に推進するため、地域支援体制の強化や普及啓発、早期診療・介入や医療・介護の連携の推進に取り組みます。
- 地域包括支援センターの体制強化を図るため、研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣などを行い、機能強化に努めます。
- 施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。

4 障がい者の保健・福祉の向上及び自立と共生の促進

- 障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、就労の場の確保および職場への定着支援等を進めます。
- 広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を進めます。

第8 医療の確保

1 基本的方針

過疎地域における医療の確保は、住民の健康・福祉の増進と、地域活力の向上を図るための極めて重要な課題ですが、県内では医師不足による診療科の休止など地域医療体制の維持が困難な状況となっています。

へき地においても病院・診療所等をはじめ、へき地を支援する中核的な病院でも医師不足は深刻であり、地域における医療提供体制の維持が困難な状況にあります。このため、次のとおり医療の確保・充実の取組を進めます。

- ・ 住民が身近に適切な医療が受けられるよう、へき地に勤務する医師の確保を図るとともに、へき地病院・診療所の運営および機能強化を支援します。
- ・ 地域医療に従事する医師や看護職員の養成と資質向上の取組を進めます。
- ・ へき地医療拠点病院や二次救急医療機関等における勤務医確保や機能強化を支援し、広域連携体制を構築することで、地域のセーフティネットである救急医療、小児医療、周産期医療等の確保を図ります。
- ・ 健康づくりから疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションに至るまで、心身の状況に応じて切れ目のないサービスが受けられる体制整備をめざし、保健・医療・福祉の相互の連携を促進します。

2 医療分野の人材確保

- へき地勤務医師については、自治医科大学義務年限内医師の派遣を継続するとともに、三重県医師キャリアサポートシステム、三重県医師修学資金貸与制度等の活用により、その確保に努めます。
- 市町、三重大学、医師会等関係機関と協働して、地域卒医師等、地域医療に従事する医師の養成と地域への定着を促進します。
- 臨床現場から離れている潜在看護職員の復職を支援するため、就業に結びつくための情報提供の充実や就業支援の取組を進めます。
- 高校生等を対象に、地域医療をめざす生徒への動機づけとして体験講座を実施するなど、魅力の発信に取り組みます。

3 へき地医療対策

- へき地医療支援機構の代診医派遣制度等により、へき地に勤務する医師の学会参加や研修機会を確保するとともに、へき地診療所や医師住宅等の環境整備を支援し、へき地に勤務する医師の定着を促進します。
- へき地医療拠点病院等において、無医地区等への巡回診療を実施します。
- へき地医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するため、ICTを活用した診療支援の仕組みの導入等を支援するとともに、迅速・的確な救急搬送が行われるよう、ドクターヘリの効果的な活用を図ります。
- へき地での在宅訪問歯科診療の充実をめざして、歯科医師会と連携し、歯科医療関係者への研修および在宅歯科診療の設備整備などの支援を行い、安全・安心な歯科医療提供体制の整備を推進します。

第9 教育の振興

1 基本的方針

学習指導要領のねらいである「生きる力」の育成をめざし、へき地複式教育の中で培われてきた特色ある教育を生かして、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな指導、過疎地域の子どもたちが過疎地域の区域外に居住する子どもとつながり、交流が深まるような教育実践、豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育実践に取り組みます。

児童生徒が情報化や国際化など急激な社会の変化に対応できるよう、情報活用能力や豊かな国際感覚を育成する教育を推進するとともに、GIGA スクール構想の実現に向け整備された児童生徒の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを活用し、過疎地域の子どもたちが過疎地域の区域外に居住する子どもたちとつながり、交流することができるよう、地域の実態に応じた教育実践に取り組みます。

地方創生の観点に立ち、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育みます。

2 学校教育の充実

- 子どもの心身の健やかな成長に資するため、豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かし、地域とともに、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな教育に取り組みます。
- GIGA スクール構想実現に向け、整備された1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを活用し、教員を対象とした ICT 研修の充実を図るとともに、子どもたち自身の情報通信技術の活用及び情報活用能力を高めます。また、過疎地域の学校と過疎地域の区域外の学校においてオンライン交流や遠隔授業等に取り組む、過疎地域の特性に応じた教育の充実を進めます。
- 児童生徒が情報化やグローバル化が進展する社会に対応できるよう、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成する教育を推進するとともに、地域の実態に応じた学校施設・設備の整備など、望ましい教育環境づくりを進めます。
- 保護者や地域の方々为学校運営に参画し、一体となって子どもを育むコミュニティ・スクールの取組を促進し、「地域と共にある学校づくり」を進めるとともに、地域学校協働本部の整備を支援します。
- 地域や学校を取り巻く問題の多様化・複雑化に対応できるよう、地域学校協働活動推進のためのコーディネーターを育成し、地域住民と児童生徒等が共に地域の課題に向き合い、課題解決に向けて協働する活動を推進します。

3 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

- 児童生徒が減少する地域の小規模校については、その教育効果を総合的な観点から検討し、地域の実情に即した学校の適正規模化を図るための整備に努めるとともに校舎、屋内運動場、学校給食施設等必要な教育環境施設・設備の整備を促進します。
- 地域の実情により統合できない小規模校については、老朽化した校舎や屋内運動場の補強又は改築等と教育環境を改善するための施設・設備の整備を促進します。
- 図書館資料や施設整備等の充実を図る物的環境の整備のほか、子どもの読書活動を推進する

人材育成等の人的環境の整備、連携強化やネットワーク構築等の質的環境の整備を促進します。

- 交通条件に恵まれない地域にあっては、スクールバスの導入、更新等による教育諸条件の改善を促進します。
- 学校の統廃合に伴う廃校舎等については、貴重な地域資源として、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールド等としての再整備、有効活用を促進します。

4 体育施設、社会教育施設等の整備と活用

- 多目的利用が可能なスポーツ施設等の整備を図るとともに、学校施設について、体育施設使用料を徴収し、消耗品の購入や施設修繕費に充当し、使用者の利便性の向上を図ります。
- 次世代の地域の担い手である子どもや若者も交えた多世代交流の拠点となるよう、地域社会における学びの場として、公民館等の社会教育施設の活用を促進します。

5 郷土教育等の推進

- 課題解決型学習等の手法を取り入れた郷土教育を推進し、児童生徒が郷土への愛着や誇りを持ち、地域のために考え行動する意欲や三重について発信する力を身につけられるよう、学校と地域が連携した取組を推進します。
- 熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化等の価値を次世代に継承するため、小中学生を対象にした地域に根付く産業や特産物、伝統などの体験や、高校生を対象にした熊野古道の現地学習や清掃ボランティア活動への参加などを行う取組を推進します。

第10 集落の整備

1 基本的方針

地域・集落の抱える身近な課題を解決するための市町の取組を支援します。

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震などの広域的災害に備え、救助・救援態勢の整備や孤立対策に取り組むとともに、「自助」「共助」による地域防災力の強化を促進します。

2 集落の再編整備

○ 住民の意向を尊重し緊急性・重要度が高い場合は、集落の再編整備を検討します。

3 集落の維持・活性化の取組

○ 活力ある豊かな農村を実現するため、生産基盤や生活環境の整備を総合的に進めるとともに、豊富な地域資源を活用した加工施設や直売施設等の活性化施設の整備を支援します。

○ 集落の維持・活性化のため、地域おこし協力隊を導入する市町を支援するとともに、任期終了後の定住・定着に向けて研修の充実やネットワークづくりに取り組みます。

4 消防力の強化

○ 若者の流出や住民の高齢化等により消防団の弱体化が懸念されている地域において、消防団の活性化や団員の確保を促進し、消防団の充実・強化を図ります。

○ 防災ヘリコプターの運用については、引き続き、救助要請を行う消防本部等と緊密に連携し、安全運航のもと、様々な緊急運行要請に的確、迅速に対応していきます。

○ 小規模な消防本部においては、専門要員の確保や財政面での課題が指摘されるなど、消防体制が必ずしも十分でない場合があることから、消防の広域化等を推進するとともに、消防施設や設備の充実・強化を促進し、地域における消防力の向上を図ります。

5 防災力の強化

○ 多くの過疎地域を抱える伊勢志摩から東紀州にかけての三重県南部地域は、近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震において、東日本大震災以上の被害が想定されており、平成25年に公表した県の地震被害想定調査では、理論上最大の南海トラフ地震が発生した場合、これら地域での津波による死者は約16,000人(住民の早期避難率「高」の試算)に及ぶとともに、180箇所の孤立集落が発生すると想定されており、生活を支えるライフラインについては、多くの地域が上水道や通信の復旧に1ヶ月以上、電気の復旧に1週間程度を要するものと考えられています。

このため、これら地域の防災・減災対策として、「公助」による、孤立集落の発生を未然に防止するための道路網の整備、孤立集落の発生を想定した道路啓開態勢の整備、通信・連絡体制の整備などを進めるほか、「自助」の取組として、避難経路・避難所の確認や個人備蓄の促進、「共助」を高める取組としての、地域防災の核となる自主防災組織の活性化や活動に関わる人材育成などに取り組みます。

- 地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路等の整備・修繕を推進するとともに、被災地の復旧・復興を担う幹線道路等の整備を推進します。

6 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化

- 防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体のものである「防災の日常化」が住民や地域に定着することを目的に、防災啓発や防災人材の育成・活用、「防災ノート」を活用した防災教育の推進等に取り組みます。
- これらの取組を地域に定着させ、地域の防災力の向上を図るため、三重大学とともに設立した「みえ防災・減災センター」と連携し、防災に関する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、防災・減災にかかるハブ機能、シンクタンク機能を活用し、南部地域の市町・地域の防災・減災対策を支援します。

第 1 1 地域文化の振興等

1 基本の方針

「新しいみえの文化振興方針」に基づき、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しんだり、文化を支えたりすることができるような環境の整備や風土づくりに取り組みます。

「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。

2 多様な文化的所産の保存及び活用

- 市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をします。
- 修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。
- 熊野古道関係者が一堂に会して意見交換等を行う「熊野古道協働会議」で作成した、熊野古道の保全と活用の指針「熊野古道アクションプログラム」の実践と進捗管理を、多様なステークホルダーと協働して行っていきます。

3 地域文化の振興

- 地域住民等が地域の特色を生かしながら自ら企画して行う文化の振興や普及事業に対して支援を行うとともに、情報の発信や交流を図ります。
- 地域住民が地域の歴史的・文化的資産の磨き上げなど、自らの地域に誇りと愛着を感じて主体的に取り組む活動を支援します。
- 県立文化施設は、施設相互間の連携を図り、その成果を県域に届けるとともに、市町の学校、地域等と連携した取組を進めます。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 基本的方針

三重県新エネルギービジョンにおいて、「みえの地域エネルギーカ」を「県民、地域団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、ライフスタイルや事業活動におけるエネルギーの使い方と意識を変革しながら、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進を協創の考え方で進めていく力」と位置づけ、SDGs や Society5.0 といった視点をふまえ、地域との共生を図りながら、その持続的な向上を図ることを基本理念とし、エネルギーと連動した産業振興や地域づくり、地域におけるエネルギー創出への貢献などに取り組むこととしています。

2 再生可能エネルギーの利用の推進

- 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用して、過疎対策、農林水産業の振興、観光振興、廃棄物処理などの地域の課題を解決するため、地域団体、事業者、市町等との協創による、地域が主体となったまちづくりを支援します。
- 過疎対策、観光振興、防災対策等の多面的な機能を有する創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用した地域での取組が、実証事業等で終了することなく、公的な支援等を受けなくても自律的に継続し発展できる仕組みを検討します。
- 地域に必要なエネルギーを海外から輸入される化石燃料等に頼らず、木質バイオマスなど地域のエネルギー資源によって賄うことで、地域経済の活性化が期待されます。地域新電力をはじめとする、地域活性化の取組を支援します。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 脱炭素化及び自然環境の保全と再生

- 2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、令和2年度に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画～未来のために今、私たちができること～」に基づき、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と気候変動の影響を軽減する「適応」を車の両輪として、環境、経済、社会の統合的向上をめざすSDGsの視点を取り入れ、さまざまな主体との協創により地球温暖化対策を進めます。
- 重要な自然環境や野生生物の保全、豊かな里地・里山・里海の保全、生物多様性への負荷の抑制等、生物が豊かに住める自然環境の保全に向けた取組を進めます。

2 スポーツの推進

- 県民の皆さんが運動・スポーツにふれ親しむための機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画（「する」「みる」「支える」）するための機運醸成に取り組めます。
- 大規模大会の開催を通じて培われた有形・無形のレガシーを活用することにより、大会で活躍した選手が地域スポーツの場で活躍するための環境づくりや、大会に関わった皆さんが地域を担い、大会誘致や交流促進に取り組むための支援など、スポーツによる活気あるまちづくりをあらゆる関係機関と連携しながら進めます。

3 県と市町の地域づくりの連携・協働

- 地域づくりの推進に取り組むにあたっては、これまで各地域において地域づくりを進めている市町と県との連携を一層強化することが重要です。そのため、県と市町の共管組織として設置した「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、地域づくりの基盤の整備に向け市町と県が連携・協働して取り組みます。
- 多くの過疎地域が含まれる南部地域において、地域の実情に応じて市町がさまざまなかたちで連携した取組を積極的に支援するとともに、情報共有や課題解決に向けた話し合いの場を設けることで、南部地域における市町の連携を促進し、移住・定住の促進や働く場の確保に向けて、効果的・効率的に取り組めます。

三重県過疎地域持続的発方針とSDGs(持続可能な開発目標)との関係

三重県過疎地域持続的発展方針の施策を、施策の取組が達成に寄与すると考えられるSDGsの17の目標(ゴール)との関係を以下のとおり整理しました。

SDGsの17の目標(ゴール)は、経済・社会・環境の3つの側面を一体不可分なものにとらえ、相互のつながりを深く理解し、紐解くことで、地域が取り組むべき複数の課題の同時解決をめざすものであり、こうしたSDGsの考え方は過疎地域の持続的発展に寄与するものと考えられます。

	過疎地域の持続的発展のための施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
第2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				○							○						○
第3	農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発	○	○		○		○		○	○	○		○	○	○	○		○
第4	デジタル社会の推進			○	○				○	○	○	○						○
第5	交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	○	○	○						○		○		○				○
第6	生活環境の整備			○			○		○			○	○	○	○	○		○
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	○	○	○	○	○			○		○	○					○	○
第8	医療の確保			○	○													○
第9	教育の振興				○				○		○							○
第10	集落の整備	○			○				○			○		○				○
第11	地域文化の振興等				○				○			○						○
第12	再生可能エネルギーの利用の推進							○	○			○	○	○				○
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項						○					○		○	○	○		○